



妊婦・乳幼児

必ず母子手帳をご持参ください。

行事	月日曜	時間	場所	対象	内容	備考
健診	乳児健康診査	4月5日(木)	保	平成18年9月生 " 10月生	問診・計測・診察・健康相談・栄養相談・育児相談	対象児には個人通知します。
	1歳6か月児健康診査	5月10日(木)		平成17年9月生 " 10月生	上記ほか、歯科健診・歯科相談(歯科医師の指示による)	今までに未受診の方もお受けください。
	3歳児健康診査	4月12日(木)		平成16年1月生 " 2月生	※ 19年度から1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査のフッ素塗布はなくなりました。歯科相談の項目が追加されました。	
相談	ママ♡キッズのすこやか相談	4月3日(火) 5月1日(火)	健	妊婦 乳幼児	計測(乳幼児のみ)・健康相談・栄養相談・歯科相談(歯ブラシ持参)	申込不要
	わくわく離乳食スクール	4月19日(木) (申込制) ※1週間前まで	セ	乳児を持つ親	○離乳食の進め方 ○試食	託児あり(要予約) 希望者が多い場合は抽選
学級	ウェルカムベビースクール～赤ちゃんと一緒に迎えよう～ ※各回1週間前までにお申込みください。	4月19日(木) 5月17日(木)	セ ン タ	妊婦	「おいしく賢く食べるために」 ○管理栄養士のお話 ○調理実習と試食会 三角巾・タオル・エプロン・実習代(200円) ○ビデオ上映会「赤ちゃん～このすばらしき命～」とティータイム(自由参加)	※2回目は5月26日(土) ※3回目は6月1日(金)
	集団接種 ポリオ生ワクチン	5月11日(金) 南黒田・北黒田・宗意原 5月16日(水) 新立・本村・筒井・社宅 5月24日(木) 北伊予・岡田校区	1	生後3か月以上 7歳6か月未満	※ 最近1か月以内に病気にかかったお子さんは接種できない場合がありますので、主治医にご相談ください。 接種後30分間はお子さんの体調の確認のため保健センターでお待ちください。	※ 昭和50年から52年生まれの方はポリオの抗体が低くなっています。該当する保護者の方については接種をお勧めします。(大人1人1回500円) お子さんは無料です。お子さんと一緒に接種できますので、ご希望の方は受付で声をかけください。
接種	個別接種	●保健センターで予防接種手帳を発行しています。お子さんの出生後、早めに手続きにお越しください。 「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。 ※ 最近1か月以内に病気にかかったお子さんは接種できない場合がありますので、主治医にご相談ください。				
		<p><b>麻しん・風しんの予防接種を受けましょう!!</b></p> <p>麻しん・風しんの予防接種は、麻しん・風しん混合ワクチンによる2回接種(第1期・第2期)で行います。 対象者 第1期=1歳以上2歳未満 第2期=満5歳以上7歳未満で就学前の1年間 ○ 2歳未満のお子さんで麻しん・風しん単独ワクチンのいずれも接種していないお子さんや麻しん・風しんにかかったことのないお子さんについては、保健センターで麻しん・風しん混合ワクチン接種券(第1期・第2期)を交付していますので、手続きにお越しください。 ○ 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれのお子さんは、今年度全員第2期の対象となります。接種期間は今年度中(平成20年3月末まで)となっています。麻しん・風しん混合ワクチン接種券(第2期)を交付していますので、保健センターまでお早めに手続きにお越しください。 〈麻しん・風しん単独ワクチンの接種について〉特に、第1期・第2期の対象年齢のお子さんで、麻しん・風しんにかかったことのあるお子さんや麻しん・風しん単独ワクチンでの接種を希望されるお子さんは、単独ワクチンでの接種ができますので、保健センターまでお問い合わせください。麻しん・風しん単独ワクチンの接種券を交付します。 ○ 麻しん・風しん行政措置予防接種については、平成18年度で終了しました。</p> <p><b>日本脳炎の予防接種について</b> 現在、日本脳炎の予防接種は積極的な勧奨を差し控えています。第1期(生後6か月以上7歳6か月未満)、第2期(9歳以上13歳未満)の予防接種は今後再開される見込みです。第3期(14歳以上16歳未満)については、廃止されていますので、ご了承ください。</p>				

転出入のシーズンです ～手続きはお済みですか～

春は入園・入学・転勤などで何かとあわただしい季節です。特に転出入される皆さんは、引っ越しや諸手続きもあって大変だと思います。

保健センターでは次の手続きをしています。

◎妊婦・乳児・一般健康診査受診票交換

◎予防接種手帳交換(住民票がある市区町村で発行されたものを使用してください)

その他、乳幼児健診未受診児への受診勧奨をはじめ保健サービスについてご案内します。

転出入される方は、必ず転入先の市町村の健康管理担当課(保健センターなど)にお立ち寄りください。

